

廿日市西高等学校「運動部活動に係る活動方針」

広島県教育委員会が平成 30 年 7 月に作成した「運動部活動の方針」に則り、本校の運動部活動に係る活動方針を次のように制定する。

1 基本方針

- (1) スポーツを通して責任感、連帯感を育て、学習意欲の向上を図りバランスのとれた心身の成長と学校生活を充実させることを目指す。
- (2) スポーツの楽しさや喜びを味わうとともに運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てる。

2 適切な運用のための体制

- (1) 校長は、各部活動に部活動顧問を複数人配置し、必要に応じて外部指導者等の導入を図る。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、部活動顧問が作成した活動計画等を学校ホームページに掲載することにより、公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、健康観察や関係設備の安全確認等により、生徒の心身の健康管理、事故防止に努めるとともに、体罰・ハラスメント（教育的目的から逸脱する嫌がらせ等）の根絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、効果的な指導やスポーツ障害の防止に向けて、スポーツ医・科学の研究成果を積極的に習得し、活用に努める。
- (3) 部活動顧問は、適切な声掛けなどにより、生徒との信頼関係を築くとともに、生徒にとって過度に精神的・肉体的な負担とならないよう指導に留意する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の取扱については、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日は教員の定時退校日を休養日とする。
 - イ 土・日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とするが、両日とも活動した場合は、年間休養日の週平均が 2 日以上となるように、休養日を他の日に振り替える。
 - ウ 平日の活動時間は 2 時間程度、休業日の活動時間は 3 時間程度とする。
- (2) 長期休業中の取扱については、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日は部活動単位で休養日を 1 日以上設定する。
 - イ 土・日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とするが、両日とも活動した場合は、年間休養日の週平均が 2 日以上となるように、休養日を他の日に振り替える。
 - ウ 夏季一斉閉庁の期間や年末年始の期間等を利用して、まとまった休養期間を設ける。
 - エ 1 日の活動時間は 3 時間程度とする。
- (3) 年間の活動時間は、週平均 16 時間未満とする。（学校で参加する大会等の活動時間を除く。）

5 学校で参加する大会等

- 学校単位で参加する大会等については、原則、次のとおりとする。
- (1) 高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が主催、共催、後援する大会
 - (2) 中央競技団体及び中央競技団体に加盟する地方競技団体が主催する大会

平成 30 年 11 月制定